

# 平成28年11月定例教育委員会

日時 平成28年11月21日（月）  
午前10時00分～

○中島委員長

ご起立ください。ただいまから平成28年11月定例教育委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。では、教育総務課長から日程説明をお願いします。

## 1 日程説明

○林教育総務課長

本日は、議案1件、報告事項8件、計9件となっています。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

## 2 一般報告及び議案の概要説明

○中島委員長

では、教育長から一般報告と議案の概要説明をお願いします。

○山本教育長

本日で地震の発生から一ヶ月が経ちますが、10月27日に地震の関係で、平井知事らと国に緊急要望に行き参りました。学校施設や文化財等の施設の復旧復興にかかる財政支援等について、予算や査定等についての協力やアドバイスをお願いしました。早速、文化財に関して文化庁から調査官を派遣していただいたり、学校施設に関して先般14日、15日に各市町村担当者を集めた説明会を開催していただいたり、学校給食センターに行き具体的な助言等をしていただいたりしています。また、倉吉市の学校給食について、14日から周辺4町の協力を得て、週に一回は温かい副食を付けることができるようになりました。そういったことに引き続き、復興に向けて取り組んで参りたいと思っています。本日21日付で中部地震復興本部が新たに立ち上がっています。ちょうど同時刻で会議が進んでおり、次長が出席しているところですが、一体となって復興に向けて力強く歩みを進めているところです。

11月1日に、県と市町村の教育行政の連絡協議会を開催しました。来年度の予算編成の時期になっておりますが、検討中の施策等について説明し、意見交換を行いました。市町村の教育長さん方も震災のことを随分と気にしておられ、避難等の対応が各校によってまちまちだったことから、改めて避難マニュアルの点検等が必要ではないかという意見がありましたが、点検を進めていきたいと思っています。また、全国学力・学習状況調査について、去年、今年と抽出調査を実施し、早く対応をしていることに対し、一部の教育長さんから、現場ではかなりの負担感があるが、本当に効果がある取り組みになっているのか、という意見がありました。我々としては現場でも抵抗なく実施されており、かなり効果があると思っているのですが、現場サイドの負担感等を含めて点検することとしました。加えて人材育成についても議論が行われ、再任用制度とい

うものがあるのですが、退職した校長をもう一度校長として再任用するような管理職の再任用制度を導入してはどうかという意見等もあり、活発に意見交換が行われました。

1 1月2日には、教育委員さんにはスクールミーティングで琴の浦高等特別支援学校に行ってください、生き活きと学んでいる生徒の姿をご視察いただきました。同日、公立鳥取環境大学と意見交換を行いました。報告事項として資料がありますので、詳しくはそちらをご覧くださいと思いますが、特に県内からの志願者の確保について意見交換があり、大学としても、例えば県内の入学者に限って授業料の減免を行う制度や、県内の入学者向けの給付型の奨学金の創設等、県内の入学者にインセンティブを与えるような制度についての検討を進めているという報告があり、我々も一緒になって県内からの志願者の増加に向けて検討を進めていければというような意見交換をいたしました。

1 1月4日には、総合教育会議と併せて、教育審議会の生涯学習分科会を開催させていただきました。これは後程詳しく説明させていただきたいと思います。

1 1月7日に、第2回いじめ問題連絡協議会を開催し、関係機関が一同に集まって、いじめ問題防止について議論をしました。今年度は、単なる情報共有にとどまらず、分科会に分かれて具体的な事例やその対応等について、個別の案件についても非公開の中でかなり具体的な議論を行うなど、新たな動きの中でいじめ問題を議論しました。また、先般、横浜市で福島から避難してきた児童に対するいじめが明らかになり、学校が情報を知りながら何の対応もしてこなかったということが非常に問題になっておりますが、しっかりと早期に情報を把握し、組織で対応していくということを改めて徹底をする必要があると考えており、現在そういった通知等を行うべく準備を進めているところです。

1 1月8日には、臨時教育委員会で美術館の関係で基本構想の中間とりまとめをしていただきましたが、翌日、私から平井知事に報告し、その際に今後の財政上の支援や、PFIの導入についての議論を進めていただきたいというお願いをしました。明日11月22日に、PFIについての事務レベルでの会議が開催されます。

同日、小中学校長会との意見交換会を行っております。ここでも人材育成のことが主たる話題になりました。採用試験の改善等、特別支援教育について意見交換を行いました。

1 1月15日には、中国五県の教育長が集まっての会議に参加しました。ここでは、高等学校における通級指導が平成30年度から制度化されることへの対応、不祥事の防止対策、現在国で議論になっている家庭教育支援等について情報交換、意見交換を行いました。どの県でも悩みは同じなのだと思いますが、特にこれとなる決め手もない中で、他県の効果的な事例も参考にしながら取り組みを進めていきたいと思っております。

1 1月17日には、毎年1回行っている、医師会との意見交換を行いました。今年から、健康診断に、体のゆがみ等を診断する運動器検診が新たに加わったのですが、検診時間が長くなる等、想定されていた課題について、実際にはどうだったのかということも含めて議論をしました。医師会からは、今回は検診時間が増加して大変だったが、次年度以降は事前の問診をしっかりと行い、それを踏まえての検診を行うことで対応できるのではないかと、などといった意見交換を行いました。

本日は、議案を1件提案させていただいております。平成28年度末の公立学校教職員人事異動方針等についてということで、今年度末の人事異動に関して、基本方針ならびに異動の取扱要領を定めようとするものです。よろしくご審議の程をお願いします。

### 3 議 事

#### (1) 議 案

○中島委員長

それでは議題に参ります。本日の署名委員は、松本委員と坂本委員にお願いします。では、議案第1号について、説明をお願いします。

#### 議案第1号 平成28年度末公立学校教職員人事異動方針等について

○足立参事監兼特別支援教育課長

議案第1号、平成28年度末公立学校教職員人事異動方針等についてです。人事異動方針と、取扱要領の二つについて審議をお願いするものです。まず、人事異動方針については、昨年度のものから変更はなく、同じものとなります。

続きまして、人事異動の取扱要領については、昨年度のものから何点か修正をしております。資料に新旧対照表を付けておりますので、それに沿って説明をさせていただきます。まず、教頭の人事についての記載の中で、高等学校、特別支援学校の名簿の名称が変更になっておりますので、それを反映しております。また、教員の採用について、これまでは優秀な者を採用するという記載になっておりましたが、もともと優秀者を採用候補者名簿に登載しておりますし、一度採用試験を受けて合格した者が大学院に行った場合もその年度の採用試験を受けていなくとも採用の範囲に入れておりますので、記載を候補者名簿に登載された者の中から採用する、という記載に変更しております。また、特別支援教育の推進について変更しております。特に特別支援教育については、平成32年度に国のほうで免許状の取得を必須にする動きがあることに鑑み、特別支援学校の免許状の取得を推進する内容の記載を付け加えました。市町村立の小・中・特別支援学校の人事異動の取扱要領についても、県立の内容に沿ったかたちでの変更を加えておるところです。以上、よろしく願いいたします。

○中島委員長

何かご質問等がありましたらお願いします。

○松本委員

人事異動取扱要領の1の(1)の校長の人事の、イについての意味がちょっとよく分かりません。3年以上在職させるものとする、というのは現在の校長で在職2年以内の者は最初から異動の対象としない、ということですか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

1年や2年の短期間で校長を代えてしまうと、長期的な学校経営ができないから、原則として3年以上は同一校の校長に在職させるような人事異動にしたいという意味です。

○中島委員長

基本的には3年で、4年以上の在職となることもあるのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

それは、あります。

○中島委員長

へき地という言葉は現在一般的には使用しないようになってきていると思うのですが、取扱要領にこの言葉の記載があるのは、法律の中で使われているからですね。

○林教育総務課長

はい、そうです。地域、距離等により学校が指定されます。

○中島委員長

では、第1号議案についてはよろしいでしょうか。（賛同の声）。

第1号議案は、原案通り決定といたします。

## (2) 報告事項

○中島委員長

続いて、報告事項に移ります。アからエについて、説明をお願いします。

### 報告事項ア 平成28年度第2回いじめ問題対策連絡協議会の概要について

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

報告事項ア、平成28年度第2回いじめ問題対策連絡協議会の概要について、報告します。先ほど教育長の一般報告の中でもありましたが、11月7日の午前10時から正午まで、鳥取県教育センターにおいて、平成28年度の第2回いじめ問題対策連絡協議会を行いました。出席者は、教育長、教育次長をはじめ、知事部局、学校代表、医師会、弁護士会等、関係団体からの出席をいただきました。主な内容として、最初に全体会の中で鳥取県のいじめの現状と課題について協議を行いました。平成26年度の再調査においていじめの認知件数が大きく増加し、現在もその傾向が継続しているところですが、全国と比べると鳥取県の認知件数の割合は低いです。横浜市のいじめの問題の件も昨年度再調査の原因となった岩手県の件も、いじめがあったにも関わらず、それを学校で組織対応していない、報告していないということが問題となっておりますので、報告のあった市町村に対して、いじめの件数が0件だと報告してきた学校に対して、本当にそうなのかと、再確認していただくようなことも必要なのではないかという意見もありました。今後も、初期段階のものや短期間に解決したものについてもいじめの認知件数として計上することを徹底していくように確認しました。当日は各学校種の校長会長等も出席されておりますので、それについての連携を求めたところです。

続きまして、6～7名ごとに3つの部会に分かれてテーマ別に協議を行いました。それぞれ、ネットいじめに関する問題、いじめの認知に関する問題、具体的ないじめの解決方法について協議を行いました。第1部会でのネットいじめに関する問題については、保護者が子どもの問題にどう気付くかというところが、課題になっているという意見がありました。学校でももちろん情報モラル等の授業や研修を数多く行い、小中学校では学校に持ち込ませないようにしているケー

スが多いのですが、実際にはみんな携帯電話を持っており、学校ではなかなか表に出ないところLINE等によりつながっているケースがあるという具体的な例も話し合われました。気になる子どもの保護者への研修、子どもと保護者と一緒に行く研修のやり方も考えているところです。また、実際に携帯電話を持つのは、中学生、高校生からであることが多いのですが、保護者の実態に鑑みても、小学校の段階からネットのことについての指導が必要ではないかという意見もありました。

第2部会のいじめの認知に関する問題についての協議の中では、まずはいじめの認知が不名誉であるという教員の認識を変えていく必要がある、ということについて話し合われました。学校でいじめ防止基本方針やいじめ対策委員会等は、形として作ってはあるものの、それが形骸化していないか、実際に動いたり、毎年見直したりしているのかということそれぞれの学校でかなり対応が違っているのではないかということ、いじめの可能性のあるものをしっかりと認識していくことが学校の信頼性を上げるということにつながるという意識を各学校に持っていただく必要があるという意見がありました。また、国の方で法律の見直しについて検討されており、今後いじめの具体的な事例等が出るのではないかという話も出ていますので、情報を得てお知らせしていきたいと思っております。

第3部会の具体的ないじめの解決方法についての協議の中では、事例研究のような形で、具体的な一般化された例を元にして、どこが課題で何が必要なのかということについて意見を出し合いました。その中で、子どもの背景の把握や事実確認等に何が必要かということや、教育相談体制について、地域の力に学校をサポートする専門職を加えての地域からの情報提供等も重要ではないかということについて意見が出されました。

今回は今年度2回目の協議会で、グループ協議等を行いました。2月に3回目の開催を予定しており、そのころには国の方針も出るのかと思いますので、そこで更に各学校に伝わるような形で発信していけたらと考えております。

また、別件となりますが、先日の臨時教育委員会の際に平成27年度はいじめの認知件数、暴力行為、不登校の件数等について報告させていただいたのですが、平成28年度の状態についての質問がありましたことについて、説明をさせていただきます。10月末現在で、いじめの認知については小学校では前年並み、中学校では前年度よりも積極的に認知されているという状況です。認知している学校ではしっかりと励行できている一方で、未だにいじめが0件としている学校も依然として多いので、その辺りの検証が必要ではないかと思っています。暴力行為については、昨年度の10月時点と比較して増えており、特に、小中学校での、対教師、生徒間での暴力が増えている状況です。これについては各市町村教育委員会と連携を取りながら、実態の把握と解消、未然防止等に努めているところです。先ほど申し上げた積極的ないじめの認知に伴って、暴力を伴ういじめもあることで件数が増えていること、家庭環境や子どもたちの特性から繰り返す件数があることで、件数が増えていると考えられます。不登校については、昨年度と比較すると、小学校でやや減少、中学校ではやや増加という状況ですが、不登校とする30日の欠席に至らない7日から29日の欠席となっている生徒は、小中学校ともに昨年度よりも増えており、予備群が増えているという状況として把握しております。以上です。

報告事項イ 平成29年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項について

○足羽参事監兼高等学校課長

続きまして、報告事項イ、平成29年度の鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項について報告させていただきます。入試の日程は、推薦入学者選抜を2月10日、一般入学者選抜を3月7、8日に実施と、例年どおりの日程で大きく変更はございません。主な変更点について、新旧対照表と実施要項の冊子をご覧くださいながら説明させていただきます。

大きく変更したのは、障害者差別解消法の施行を受け、身体等の障がいのある生徒への対応について明確に記載し、発信するようになった点です。それ以外は、それに伴う提出先や取扱等の整理を併せて行ったものです。実施要項の21頁の配慮事項について、今年度の5月の定例教育委員会で入試選抜の方針を決定いただいた際に、説明し、ご意見を伺ったところですが、身体等に障がいのある生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等への対応について、従来も申し出によって必要な配慮を行っていたものから、どのような配慮ができるかということを確認に記載するという変更を実施しました。また、そうした配慮が必要な生徒の出願について、これまでは一般生徒と同時の出願の際に申請していただくようにしておりましたが、より具体的な配慮を検討したり、中学校側とのやり取りを充実させたりしていくために、出願前申請という制度を設けました。出願前申請で、中学校の個別の教育支援計画等に基づいてどのような配慮が必要かということを事前に申請していただき、十分に協議、検討した上で配慮を行っていきます。事前からそうした配慮が必要だとわかっている生徒さんはこちらで出願していただいて一般試験に臨んでいただきます。出願時申請では、それ以降、特発的な何らかの事故等により配慮が必要となったような生徒さんについて対応するというもので、二段構えの対応で充実した支援対策を行ってきたいというものです。大きな変更点はこの2点です。

この実施要項に基づきまして、中学生たちの力がより発揮できるような高校入試を今年度も実施して参りたいと思っております。以上でございます。

#### 報告事項ウ 平成28年度第1回鳥取県教育審議会生涯学習分科会兼鳥取県社会教育委員会会議の概要について

##### ○池上社会教育課長

報告事項ウ、平成28年度第1回鳥取県教育審議会生涯学習分科会兼鳥取県社会教育委員会会議の概要についてご報告させていただきます。改選後、第1回目の会議ということで、中部地震から間もない時期ではありましたが、11月4日に各方面からご了解をいただいて予定通り開催し、委員13名中11名にご出席をいただきました。

まずは改選後初めての会議ということで、会長、副会長の選任を行い、前回に引き続き、鳥取大学の近藤准教授に会長に、倉吉市明倫公民館の徳吉館長に副会長に就任いただきました。

続いて来年度の社会教育関係団体への補助金について、法令で見直しの際に社会教育委員の意見を伺うこととなっており、今年度が3年ごとの見直し年度にあたりますので、来年度の補助金の見直し内容について意見を伺いご了解いただきました。内容は、現行の、各団体の3年間の活動実績を踏まえて補助上限額を設定する仕組みを踏襲するというもので、社会教育団体としておりますのは、県のPTA連合会、高等学校のPTA協議会、子ども会など7団体です。来年度以降は、補助金の成果を高めていただくために、各団体に、補助金を使った成果としてどういう姿を目指すのかということについて意識して取り組んでいただくようにしております。

それから、報告を3件いたしました。1件目は、生涯学習振興施策の見直し状況についてで、昨年度の教育審議会の答申を受け、今後の生涯学習をどのように進めるかということと、今年度と来年度以降の見直し状況について報告しました。具体的には、今年度は「未来をひらく鳥取

学」を申し込み不要にしたり、各学習機関での日程の重複を少しでも避けられるようにするために鳥取県民学習ネットにカレンダー表示をしたりしております。また、来年度以降、「未来をひらく鳥取学」について現在の座学での講演会から、200人規模の講演会と少人数でのフィールドワークやグループワークを実施し、学びと活動の循環を産み出すような仕組みに移行できないかと考えているというような報告をしました。その際に、新たな仕組みに移行するのであれば、現在の高齢者層に参加者が限定していることや毎年同じ顔ぶれになっているといった課題が改善されたのかということをしっかり検証し、見直しの状況の成果が出ているか検討するようにしてほしいというご意見をいただいております。他に、2件目として、コミュニティスクールの仕組み、学校と地域の連携の在り方について、3件目として来年度に開催される第40回中国・四国地区の社会教育研究大会鳥取大会の予定について説明させていただきました。これにつきましては、従来は教育委員会の中で事業の内容を決めておりましたが、今回は各市町村、県の社会教育委員の皆様と一緒に実行委員会をつくり、テーマ、内容について議論を進めているところです。

その他にも意見をいただきました。いろいろな地域で生涯学習、社会教育の講座等の活動が住民主体で開催されているにも関わらず、住民がその取り組みを学びの場、地域を盛り上げたり、地域づくりにつながったりする社会教育だということに気づいていないことが課題ではないかという意見がありました。声をかけて広げていったり、改善していくという意識を持ったりすることでその取り組みへの評価も変わってくるので、もう少し意識していただくようにすることが大切ではないかということでした。市町村の担当課や社会教育委員の皆様との意見交換や研修の場でこういった内容を提案し、ご意見をいただいきたいと考えております。

また、コミュニティスクールについてもご意見をいただきました。特に中学校で学力向上に力を入れている中、地域と連携した事業に新たに取り組もうとすると、連絡調整など学校の負担が増える部分があるという意見、コミュニティスクールという新たな仕組みができれば、今後は取り組みの継続性が出てきていいと思う一方で、従来柔軟に実施していたやり方を変える必要も出てきてしまうと思うので、地域の状況に違いがある中で、県内や全国の成功事例などを示すなどして市町村の担当課と連携して取り組んでほしいという意見がありました。また、コミュニティスクールを推進するのであれば、今までの取り組みも主旨は同じもので、異なる活動になるのではないということを示して取り組んでほしいという意見がありました。

また、平成20年度に策定した鳥取県公民館振興プランについて、地方創生の動きや地域課題、住民ニーズがいろいろ変化している中で今後見直しを行っていかうと考えておりますが、そこで見直し案について委員の皆様にご意見をいただきたいと考えており、それに向けた研修会として、倉吉市の明倫公民館と関金公民館の西中、鴨川中校区の公民館での取り組み、末恒公民館のわくわく交流ひろばの取り組みについて事例発表をしていただきました。以上です。

#### 報告事項エ 平成28年度第3回鳥取県立博物館協議会の概要について

##### ○西村博物館学芸課長

報告事項エ、平成28年度第3回鳥取県立博物館協議会の概要について、本日館長が欠席のため、博物館学芸課長の西村が代理報告をさせていただきます。11月18日に、博物館の会議室において、美術部門が現在の博物館から外に出て新しい美術館を建設した後の、博物館での自然及び歴史の事業の取組等について審議していただきました。当日の資料として、8月に開催した第2回協議会の際に提出した計画の事務局案に、協議会の際にいろいろといただいた意見を反映し、その部分を赤字でお示ししたものを提出しております。例えば、収集資料の保管について、

ガラス窓を設置した収蔵庫に保管して来館者の方に展示資料以外の収蔵資料もご覧いただけるようにしたいということに対して、資料に光が当たりすぎると資料が傷んで問題だという意見をいただいております、悪影響が出ない方法で行うという記載を追加しております。他にも、融合展示の意味がわかりにくい部分をわかりやすい記載に変更したり、利用者数の見込みについて、企画展示の展示期間を倍にするから入館者も倍になるという見込みを1.5倍に修正したりして、資料として提出し、これに基づいて議論していただきました。

主な意見を資料に記載しておりますが、美術館の基本構想には小学生全員を来館させるような取組が記載されており、新しい博物館にもそういった事業を盛り込んでいくべきではないかとか、学芸員が増員されなければ企画展の開催回数を増やさないのかとか、昼食場所の確保等についてとか、PFI等の運営手法等について多くのご意見をいただきました。いずれの意見につきましても、事務局として、委員の意見を踏まえて更に修正を検討し、次回の協議会に修正計画案をお出しして議論していただこうと考えております。他にも、次回以降は施設についての案やPFI等の運営方法についても事務局案を提案していきたいと説明をいたしました。以上です。

#### ○中島委員長

それでは、報告事項アからエまでについて質問はありますでしょうか。

#### ○坂本委員

報告事項アについて、アンケートでいじめの有無を調査しているとのことなのですが、その結果と、教師が、授業していて元気がない、顔色が悪い、食欲がないというような児童生徒の日常の様子から感じる意識とは一致しているものなのか、お聞きしたいと思います。

#### ○音田いじめ・不登校総合対策センター長

毎日の児童生徒の観察は学校の教員が一番意識しているところであり、定期的実施するアンケートと併せていじめの実態を認知して対応していこうとしている学校が多く、認識は擦り合わさっていくような形です。毎日の観察について、小学校では学級担任が中心ですが、それに加えて養護教諭の役割も大事であり、少し元気がないとか、頭痛、腹痛といった漠然とした理由で保健室を訪れる子どもたちについて、単に病気の症状として捉えるだけでなく、心理的な不安や負担があるのではないかという視点で観察し、何かあったら養護教諭から学級担任に注意を促すといった連携が多くの学校で行われています。中学校になると、教科担当になり、生徒が関わる教員が一気に増えますので、部活動や生徒会といったいろいろなところで子どもたちの情報をキャッチし、それを学級担任や学年担当に伝えるということが意識されて行われています。

#### ○中島委員長

今年の月ごとの推移を見させていただいたのですが、月ごとの変動が大きいと感じました。例えば、6月が多かったのが、7月にぐっと減っているというのは、6月中に解決したのかとおもうのですが、どういう理由でこれだけの変動が出てくるのでしょうか。

#### ○音田いじめ・不登校総合対策センター長

月の日数やたまたまのできごともあるので、はっきりした理由を言いきれないのですが、傾向で言うと、年度当初の4月新たな学級や出会いがあり、4月は緊張しているところから、連休明けから5月、6月にかけて少し子どもたちに関係性が表れてくるとトラブルが起りがちになり、



少しずつ増えていくのではないかと見立てています。それが、夏休みが近く時期には人間関係がある程度落ち着いてきて、その後はほぼ良好な状況になるといったようなことがあるのではないかと思います。

#### ○中島委員長

いじめの認知についての議論をするときに、「認知」といっても、いじめが起こっているかどうかということの認知の話と、それが解決されたかどうかということの認知の話の二つがあると思います。特に解決したかどうかについては、実際に先生が指導し、現象としてはおさまったとしても、自分が間違っていた、と本当に認識できるようになったとか、その人間関係が互いに尊敬しあえる関係になったというところまでの変化は、なかなか2、3週間や1ヶ月では難しく、もう少し長い時間がかかるのではないかと思います。その時に、いじめが解決した、という認知の仕方も難しいところがあるのではないかと感じました。

また、いじめについて、明らかに一方的に力関係に差があっくいじめているというケースならばわかりやすいのですが、私も最近小学校の学習発表会で見たケースですが、5、6年生で女の子のグループ同士の間関係がややこしくなってしまう、互いに向こうが悪い、向こうがいじめてくるんだ、と主張するケースがあり、この場合の認知の仕方は非常に難しいと思いました。このようなケースでは、どのように認知するのでしょうか。

#### ○音田いじめ・不登校総合対策センター長

おっしゃったケースは難しく、学校判断となります。定義としては、被害にあっている側が苦痛を感じると、学校としてはいじめとして認知をすることになりますので、これに沿っていくと、例えば、AというグループとBというグループが反目しあっている中で、AがBから嫌がらせを受けて苦しんでいると担任に訴えてきた場合には、Aのグループのいじめられている児童の数だけ認知するという形になりますし、一方でBのグループが別の先生のところに行ってAからいじめられていると言えばBのグループの児童の数をいじめとして認知するということとなります。

#### ○中島委員長

その話を聞くと、やはりこういう認知件数の数字は一つの資料にはなるのですが、対応についての詳しい認識がないと、数字を上げることだけではほぼ意味がないと感じてしまいます。

#### ○音田いじめ・不登校総合対策センター長

何のためにいじめの認知をするかということについて、単なる報告が目的ではなく、大きなトラブルになることを未然に防止するためにするのだという意識を、学校の先生方に持っていただくということが大事だと思っています。

また、最初に委員長がおっしゃったいじめの解消の認知についても、他の市のデータで、解消率が100%としたことについて、それはおかしいのではないかとネット等で問題になったことがあります。鳥取県では、いじめの後の状況について、「解消した」「一定の解消は見られたが、継続観察中」「いまだに続いている」という3項目に分けていますが、2つ目の、「一定の解消は見られたが、継続観察中」というところが多く、現実的にはそうなのだと思うところです。早期に発見、対応し、早期に解決することが求められているのですが、その一方で100%解消したということについても、それは本当に大丈夫か、という目で見ることにも必要かと思っています。

#### ○中島委員長

いじめという言葉の定義、何を以ていじめとするかということについて、かなり幅が広がってきていますので、学校や先生、保護者の間での、「いじめ」という言葉に対する認識の仕方が少しずつ変わっていかねばいけませんし、将来的にはいじめという言葉ではない別の言葉を当てた方がいいということが出てくるかもしれないと思いました。

協議会の第3部会で、具体的ないじめの解決方法についてというテーマで協議をされたとありましたが、直近では青森の中学生が亡くなった案件があったのですが、このような具体的な事例でケーススタディーを行い、これは本当に防げなかったのか、この事例が同様に起こった場合、我々は気づいて対応することができたのか、ということについてぜひとも考える機会、研究する機会を持っていただけたらと思います。もしかしたら鳥取県の教育の中で、死んでしまっていたかもしれない生徒が、先生の適切な指導とか周りの指導で救われたというケースもあるのかもしれませんが、そういう場合には表に出て来ず、我々は認識できないので、やはり失敗した事例について、できるだけ具体的なケースの中で、こういう場でもいいですし、学校現場でも年に1回ぐらいは具体的な事例を見る機会を持てたらいいのではないかと思います。

#### ○音田いじめ・不登校総合対策センター長

教員のそうした感度を上げていただくことは重要だと考えていて、教育センターの企画でも、毎年、教育相談、生徒指導といったことについて、研修を行い、その中で具体的な事例も取り上げて研修する機会を設けています。そこで考える必要があると思ったことがあるのですが、今年も大阪教育大学から第一人者に来ていただいて研修を行い、内容は非常にいい研修だったのですが、小学校の生徒指導という項目で募集したところ、他の教科指導等では40人、50人といった規模での受講者があるのですが、これには全県で受講者が9人しか集まらなかったということがありました。学校現場からいろいろな研修がある中での選択に任せていると、非常にいい研修をしているけれども、受講生の数が少ないということもありました。

#### ○坂本委員

先日、湖南学園小学校に給食の試食で行かせてもらったときのことなのですが、給食の際にグループでご飯を食べるときに、生徒それぞれが自由に友達同士の会話をしており、その中で、「今日の〇〇さんはすごく元気がない」ということも何気ない会話をしていました。それを聞いて、こういうところで先生と一緒に食事をして毎日積み重ねていったら、生徒のことをよりキャッチできるのではないかと感じました。

#### ○小林小中学校課長

私が小学校で働いていたときには、坂本委員がおっしゃるように、給食の時間に毎日それぞれの班の中に入って私もいろいろな話をしながら、何気ない生徒たち同士の会話を聞いてまいりましたが、やはり、この子はちょっと心配だ、といったことが見えたので、ぜひ、学校の担任の先生、担任でない先生も含めて、そういう給食の場面でグループの中に先生が入っていくということは広がってほしいと思います。恐らく、ほとんどの学校ではそうしているとは思いますが、中には、教室の前で先生が一人で食べているというケースもあり、小学校の場合は給食の時間に宿題に目を通したり、コメントを書いたりしている先生がいたり、中学校の場合は積極的に入っていこうとしない先生がいたりしますので、その辺りで、子どもたちの現状をしっかりと把握する場面として実践に向けて投げかけるということも有効なのかと思います。

○若原委員

報告事項イについてよろしいでしょうか。中学生の生徒、保護者が受検について相談する場合は中学校に相談されるのですよね。そうすると、保護者は受検の時のことだけでなく、その高校に入学してからのことも相談されると思います。そうすると、どういう配慮をできるかと判断するのは県教委となり、中学校や受検する高校だけでは対応できないと思いますので、中学校、高校、県教委の間の連絡協議体制がしっかり出来てないといけないと思います。形式的に書類だけを出して、書類で判断するというにならないように、お願いしたいと思います。

○足羽参事監兼高等学校課長

もちろん、県教育委員会として、中学校と当該高校任せにするのではなく、連絡を受けて、試験においてどこまでの対応がどのようにできるか、入学後にはどういう対応ができるのかということについては一緒になって考えていきたいと考えていますし、実際にこれまでもそうしてきているところです。例えば、教室について、生徒が2階、3階に行くことが難しいようであれば、3年間1階の教室で過ごすという配慮や、必要に応じてエレベーターを設置するようなこともしています。中には配慮出来ること、出来ないことは出たりはしますが、ご意見いただきましたように、連絡をしっかり密にとりながら進めていこうと思っています。

○中島委員長

試験で、障がいへの対応というのは、昨年度だとどのような対応を行ったのでしょうか。

○足羽参事監兼高等学校課長

実際にあったのは、別室受験、体調面を考慮して休憩時間を少し長くする、ということぐらいでした。用紙の拡大や、時間延長はありませんでした。

○中島委員長

時間延長を行うのには判断が難しいかと思うのですが、どのようなケースで実施することを想定されているのでしょうか。

○足羽参事監兼高等学校課長

時間の1.3倍、1.5倍というのは、大学入試センター試験で実施している配慮を参考にしているのですが、読み取りや、識字的な部分で読解に時間を要する生徒で、実際に中学校段階でも支援計画に基づいてそういった配慮や指導を行っており、中学の試験でも同様に対応していたというようなケースで適応することを考えております。一方では他の受験生との公平性も考える必要があり、非常に大事なところですので、用紙の拡大等はいいいとは思いますが、時間延長については慎重に判断をする必要があると考えています。

○中島委員長

おっしゃるとおり、公平性との問題は難しいと思います。実際に判断するときの姿勢について、公平性を担保すべく厳しめに適応していくのか、アファーマティブアクションとして寛大に適応していくのか、基本的な姿勢を決めておくことが、大事になってくると思いますので、考えておいていただくといいと思います。

○足羽参事監兼高等学校課長

このように要項に書き入れておりますので、支援計画に基づいて医師の診断書を出していただき、医療的な見地、学校での教育活動等を総合的に踏まえ、前向きな姿勢で実施していこうと考えています。その中で公平性の担保とのバランスを図ることも大事にしたいと思います。

○佐伯委員

先ほど、いじめ関連のとてもいい内容の研修に、受講者が9人程度しかいなかったということについてなのですが、時期や場所はどうかだったのでしょうか。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

場所は東部の教育センターで実施しました。東部での開催の研修について、確かに西部の方からは遠いという意見は出るのですが、同じ週の別の曜日に開催した小学校の教科の研修会等には50、60人が参加していますので、場所の問題だけではないと考えています。授業等もあるので、教員が1年間に何度も研修を受講することができない中で、生徒指導という項目よりも、外国語活動、情報教育、道徳教育といった指導要領の改訂に伴う教科等の研修のニーズが高いため、生徒指導等の研修への小学校からの参加人数が少ないということがあると考えています。

○佐伯委員

再募集や近くの学校への声かけ等、参加人数を増やすようなことはしていないのでしょうか。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

今回の研修でも、再募集の呼びかけをしたのですが、参加人数はあまり増えませんでした。教育センターの担当と、これはもったいない、という話はしたのですが、大阪教育大学の第一人者の先生には、昨年も研修をお願いしており、受講者のアンケート反応はとてもいいのですが、受講者の人数が昨年は10数人で本当に来られた先生に大変申しわけない状況です。

○佐伯委員

お願いしている講師の方も第一人者で内容的にとっても良く、前年度の受講者の評価もとてもいいものだったということ、しっかりと伝えてはどうでしょうか。年度の始めに自分が行きたい研修を選ぶ際には、どうしても自分の興味が一番あって行きたい研修を選んでしまうと思うのですが、こうして受講人数が少なかったりする時にもう一度、こういう良い研修だという案内があったら、課題がある学校や学級の関係者は、その案内を見て参加を考えるのではないかと思います。

○大西教育センター所長

はい、情報提供の仕方等、今後に向けて考えていきます。

○松本委員

報告事項ウの中であった、コミュニティースクールについて、学校と地域で協定を結ぶかたちで成立するという事ですね。コミュニティースクールは、実際には増えているのでしょうか。

○小林小中学校課長

コミュニティースクールは、学校運営協議会を設置し、市町村等の学校管理規則の中でも規定して位置付けることで、学校運営を地域と一緒に実施し、地域の思いを生かした学校運営を行っていくようにするものです。県教委としては、全県に広まってほしいと考えているところで、現在は全学校の20%弱がコミュニティースクールという位置づけとなっております。特に、今年度は倉吉市の小中学校はすべてコミュニティースクールという位置づけになりました。

○松本委員

コミュニティースクールとなった学校では、実際に協議会は開かれていますか？

○小林小中学校課長

はい、実施されています。コミュニティースクールとなる前にも、どの学校でも地域とつながるためのシステムはそれぞれにあったのですが、それらを学校運営協議会として実施するようになっていきます。

○松本委員

会議の中では教員の負担につながるのではないかと意見があったようですが、実際に学校現場でそのような捉え方をしている人がいるのでしょうか。

○小林小中学校課長

コミュニティースクールについてよくわからない教員の中には、地域とつながるために、何か余分に仕事をする必要があると考えてしまう教員がいるのですが、実際にコミュニティースクールとなっている学校のアンケートを見てみると、逆に楽になったという結果が出ていますので、実際にやってみないとその良さが実感できないということなのではないかと思います。

○松本委員

ということでしたら、そういった意見を持たれている審議会の委員さんの認識がまだ遅れているのではないかと思います。運営側として、会議を開いて、皆さんに意見を言っていただいたものを言いつ放しにするのではなく、実際の現場に接する機会を持ち、理解を深めてもらうような取り組みも行う方がいいのではないかと思います。

○池上社会教育課長

ありがとうございます。委員さんの意見も、コミュニティースクールというものがよく分かっていないので、学校側が負担感ばかりが先に立たない配慮をしていただきたいというものでしたので、実際の内容等を聞いていただく機会を設けていきたいと思っています。

○松本委員

報告事項エについて、素人としての意見となるのですが、協議会の委員がおっしゃっていたように、光で展示物が傷んでしまうということはあるのですが、来館者は実際に展示物を見て興味を持つので、そればかりに気を使っていると展示する物の数も期間も少なくなってしまうので、多少傷むことに目をつぶって、積極的に展示することもあっていいのではないかと思います。

○西村博物館学芸課長

展示資料や収蔵資料の中には、例えば池田藩の古文書といった、貴重な一点物の資料で虫食いがあつたりして古い資料もたくさんあります。協議会の委員のご指摘は本当に貴重な資料について、蛍光灯のような光の中の紫外線や来館者の出入りによる部屋の湿度の変化で傷まないように慎重に取り扱うべきだというご意見でした。これは専門家ばかりの協議会での意見ですので、展示とのバランスを取って対応するように検討したいと思います。

○佐伯委員

博物館などの照明には、資料が傷まないように対応したものが使っているのではないのでしょうか？

○西村博物館学芸課長

基本的には、資料が傷む原因となる紫外線があまり出ない照明を使ったり、LEDへの交換を進めたりしているのですが、光というのはエネルギーがあるので、他にも有害なことがあるのではないかという中で、貴重な県民の財産の保管のために慎重に取り扱っていきたいと考えているところです。

○中島委員長

その展示と保管のバランスは難しいところですよ。未来の人に資料を渡していくというのも博物館の重要なテーマですので。

それでは、報告事項アからエまでは以上でよろしいですか。（賛同の声）。その他、報告事項オからクまでは説明を省略するしたいと思います。よろしいでしょうか（賛同の声）。では、以上で報告事項は終わります。

#### 4 その他

○中島委員長

その他、委員の皆さんから何かございますか。

倉吉市の給食センターは、給食再開に向けてめどが立ってきたようなところはあるのでしょうか。

○田中次長

本日ちょうど、中部地震復興本部の立ち上げがあり、そこで議論されたのですが、現時点では、12月の中旬に工事の発注を倉吉市が進め、3月末までの工事を行い、4月から完全に給食を再開するという日程を進めようとしているところです。ただ、県教委としては工事期間等、少し時間を取り過ぎではないかと思っております、そんなに時間がかかるか等、もう少し検証してもらおうように倉吉市と話をしようと思っております。

また、倉吉市の学校では、現在は週に1回、周辺の4町の給食センターの支援を受けて給食の供給を行っているのですが、それについては調整等が順調に進められています。加えて、民間の業者等の協力も得ながら、更に週に1食か2食、温かい汁物といった給食に相当するものを供給できるようにするための調整を、倉吉市が中心になって実施していますので、今後うまくいけば

週に3食くらいは給食を出せる状況にできるのではないかと考えています。元々中部地区は給食を供給するような施設が少ないところですので、倉吉市の学校の4200食分の供給を工夫しながら行っていかなければならないというところです。

○佐伯委員

教育長の一般報告の中で、市町村教育委員会の方から意見のあった、全国学力・学習状況調査の集計等において現場の負担感があるということの具体的な内容についてもう少し説明していただきたいと思います。

また、同じく一般報告の最後に医師会との意見交換の中で、今年から健康診断の中に運動器検診が加わるとのことでしたが、どういうことを見ていくために追加となるのでしょうか。

○小林小中学校課長

子どもたちの学力・学習状況調査の解答用紙が届いてきた後で、その解答用紙を抽出してコピーするということが大変だということでした。中には、自主的に自分の学校の傾向を分析するために全児童の解答用紙をコピーしている学校もあるのですが、小学校では教職員の人数に余裕がなく、実施が苦しいとのことでした。

○吉田体育保健課長

健康診断について、これまでも背中を曲げて肩が偏らないか見るような検査はしていたのですが、現在、運動をしすぎてしまう、例えば野球で肘を壊してしまうような児童も出てきており、そういった児童に気づけるように、歩く姿勢や膝や肘の四肢の検診を追加したということです。

○中島委員長

学力・学習状況調査の話なのですが、実際にコピーをとるという作業はそんなに大変なことなのでしょうか。

○小林小中学校課長

学力・学習状況調査を実施したその日のうちに解答用紙を返す必要があり、そもそも厳しい日程の中に、更にコピーの作業が加わることで、大変なこととなっているようです。学校全体で協力態勢のもとでコピーの作業を行っている学校はいいのですが、一部の先生だけで実施している学校ではなかなか手が回らないようです。

○中島委員長

負担感についておっしゃっているのは、学校の管理職でしょうか、それとも市町村教育委員会の方でしょうか。

○小林小中学校課長

両方です。

○中島委員長

学校も教育委員会もその認識を持っているのは、全国の調査に加えて、県で独自に抽出調査を行うことの意味が伝わっていないからなのではないでしょうか。それとも、その意味は伝わっているけれども学校、教育委員会がそれに意味がないと感じているからなのではないでしょうか。

○小林小中学校課長

我々としては、各学校が自分の学校を分析するために、自分の学校の傾向を見るための一つの情報として、国の結果が出る前に先んじて情報を提供しているところなのですが、これでは自分の学校の様子がわからないとか、県の傾向が出ても自分の学校には関係ない、というように言う学校、教育委員会もあり、必要性を実感してもらえていない、理解してもらえていない部分があると思います。我々としても、データの伝え方等、より有用に捉えてもらえるように振り返って反省すべき部分があるのではないかと考えています。

○中島委員長

どういう場で、どういうプロセスで調査や情報提供を行うと納得してもらえるようになるのでしょうか。

○小林小中学校課長

現状は、抽出調査の結果について、県の指導主事と市町村教育委員会の指導主事で一緒になって傾向の分析を実施し、その中でまずは市町村教育委員会の指導主事の皆さんに、調査の必要性を感じてもらおうと考えているところです。その反応として、やはり自分たちで分析することに意味があり、傾向を把握した上でポイントをしばって学校に指導に入っていく必要がある、と感じてもらえているようですので、この指導主事の皆さんと同じ思いを、今度は学校にも持ってもらえるように学校の指導に入っていきたいと考えています。

○中島委員長

本件に限らず、県教委から市町村教委に話をするときには、市町村教委が本当に納得して実施して下さるか、仕方がない、やらされ仕事だと認識して実施されるかで、当然ながら最終的なパフォーマンスの発揮には大きな違いが出てきますよね。全般的に、その辺りのコミュニケーションが単純な上意下達のようなやり方になってないか、意識する必要があると感じました。

この学力・学習状況調査については、やはりしっかりと実施した方がいいと感じます。問題一問一問についてしっかりと分析されていますし、現場に生かしてもらえると思います。ぜひとも実施方法も含めて皆さんに納得していただき、いい形で継続していくようにしていただければと思います。

○小林小中学校課長

我々の方からも、声の掛け方、情報の発信の仕方を更に工夫していきたいと思っています。

○中島委員長

他にはよろしいでしょうか。それでは、本日の定例教育委員会はこれで閉会します。次回は、12月22日ですが、よろしいでしょうか。（賛同の声）。

本日の日程を終了します。お疲れさまでした。